

# 全ての児童生徒が楽しく学校に通えるように

～子どもの人権を守り、安心感のある学校生活とするために～

令和6年 9月11日  
会津坂下町教育委員会

## <はじめに>

いじめは「いつでも・どこでも・だれにでも」起こりうるものであり、だれでも加害者や被害者になることがある。学校では未然防止と早期発見・早期解決、そして解決後の見守り等に努めている。

子どもたちは、友達と様々な活動をし、成功体験を味わうことにより、自己肯定感が高まり、成長していく。しかし、友達のちょっとした言動が心を傷つけたり、教職員の不適切な言動が児童生徒の不信感に繋がったりすることがある。

会津坂下町では2014年（平成26年）に、中学校でのいじめ重大事態が発生している。生徒への配慮を欠いた状態で禁足処置を行ったことは、学校教育上の措置として不相応なものであったと認め、禁足措置をとったこと及び同措置によりいじめが誘発され、生徒が中学校に通うことができなくなったことを深く謝罪する。

一方的に教師が決めた「禁足」は全ての生徒への人権侵害にあたり、生徒指導上許されないことである。教職員が子どもの人権や権利を守り、連帯責任を伴う懲戒や禁足等は絶対しないことを肝に銘じるとともに、真に子どもたちに寄り添う教育の実現を目指し、再発防止のための具体的な行動目標を示すものである。

## <具体的行動目標>

### 1 教職員の研修を充実させる。

(1) いじめの重大事態等に関する理解を深める。

① いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）

（令和5年3月10日 事務連絡文部科学省初等中等教育局児童生徒課発出）

→ 変更点を確認する。

② 生徒指導提要（一部抜粋） → 変更点を確認する。

※各校の「いじめ防止基本方針」を見直す。

(2) 2014年（平成26年）に発生した町のいじめ重大事態に関する次の資料を読み、子どもの人権について理解を深め、連帯責任を伴う懲戒や禁足等は絶対しないことを確認する。

→ 教育委員会から通知をするとともに、各校の「いじめ防止基本方針」に明記し、共通理解を図る。

① 裁判の和解条項

② 参考資料である学術鑑定書

③ 会津坂下町いじめ問題調査委員会報告書

④ 会津坂下町いじめ問題専門委員会答申書

- (3) 子どもの人権について理解を深める。  
① CAP による研修会を開催し、指導に生かす。
- (4) 生徒指導提要（令和 4 年 12 月）により、生徒指導の基礎を確認するとともに、児童生徒の権利を理解し、禁足等の不適切な指導をしない。  
→ 特に「児童生徒の権利の理解」と「懲戒と体罰、不適切な指導」について、生徒指導提要により管理職が指導する。
- (5) 『人権感覚』教職員チェックリスト』を活用して、人権感覚をチェックする。  
→ 教職員が各自チェックをする。  
※ 集計結果で、課題のある項目については、学校として改善策を講じる。
- (6) 弁護士会や人権擁護委員の協力を得ながら、「人権教育」など、いじめ未然防止の取組を行う。 → 各校の計画により実施する。
- (7) 学級づくりを中心に、思いやりや認め合うことのできる学級づくりを推進する。  
→ Q-U 検査を実施し、専門講師の助言を受け、学級づくりに生かす。
- (8) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を効果的に活用する。  
→ 早期の相談を促す。
- (9) 教育委員会と情報を共有し、解決と見守りにあたる。  
→ 「いじめに関する報告」により、学校とともに解決とその後の見守りをする。

## 2 各校で「学校いじめ防止基本方針」により組織的・計画的に取り組む。

(取り組む重点)

- (1) 国・県などの基本方針を参考に「学校いじめ防止基本方針」を見直す。  
① 保護者会等において、「学校いじめ防止基本方針」を示し、いじめ防止対策や対応について啓発する。  
② 不相应な行き過ぎた指導（連帯責任を伴う懲戒や禁足等）は絶対しないことを明記する。
- (2) 早期発見・早期対応・早期解決を図る。  
① 日々の観察、日記や連絡帳の活用、教育相談（学校カウンセリング）、いじめ実態調査アンケートにより小さな変化を見逃さないようにする。  
② いじめを認知した場合は個人で抱え込まず、組織的に対応する。  
③ 保護者と連携して早期にいじめを発見する。

※ 詳細な取組は各校の「学校いじめ防止基本方針」による